

ノバルロンに係る食品規格（農産物に係る農薬の残留基準）の設定
に対して寄せられたコメント及び回答について

(1) 「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）の一部改正
(農産物に係る残留農薬基準設定)」に関する意見の募集に対して寄せられたコメント

1. 募集期間

平成 16 年 1 月 30 日～3 月 1 日

2. 寄せられた意見数

なし

(2) WTO 通報（衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）に基づく
通報 G/SPS/N/JPN/111）に対するコメント及び回答

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）に基づき、農産物に係る農薬の残留基準の設定について、下記の期間、WTO 加盟国に対し通報を行った結果は以下のとおり。

1. 募集期間

平成 16 年 1 月 29 日～3 月 31 日

2. 寄せられた意見数

1 件（米国政府・・・平成 16 年 3 月 18 日付）

3. 対応

米国政府からのコメントに対する回答を平成 16 年 3 月 26 日付で送付したところ。（別添参照）

(別添)

残留農薬基準案に関するWTO通報に対する米国政府のコメント及び回答

(コメント)

米国政府は、日本国政府のノバルロンに係るMRLs案に関するWTO通報(G/SPS/N/JPN/111)に対してコメントの機会を与えていただき光栄です。米国政府は、食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準の改正について、以下のコメントを提出します。

ノバルロンは、米国において現在観賞用植物にのみ登録を持っているが、EPAにおいて食用作物への使用について検討中である。

現在、米国では食肉及び鶏肉において飼料由来によるノバルロンの残留を認めておらず、食肉及び鶏肉製品の米国への輸入を禁止している。

米国政府は、日本は飼料として使用される可能性がある作物についてMRLsを設定する予定であるが、食肉及び食肉製品については残留基準を設定しない、と理解している。

(回答)

ノバルロンMRL案に対する米国のコメントを歓迎する。米国でのノバルロンの食肉及び食肉製品中の残留に関する規制について承知するとともに、我が国は、今回の改正では、食肉及び食肉製品におけるノバルロンの残留基準を設けないことを確認する。

The United States Government (USG) appreciates the opportunity to comment on Japan's notification to the WTO concerning proposed maximum residue limits for novaluron (G/SPS/N/JPN/111).

The USG provides the following comments on Japan's revision of the standards and specification for food and additives under the Food Sanitation Law:

Novaluron is currently registered in the United States only for use on ornamental plants. Use on food crops is under review at the U.S. Environmental Protection Agency. At this time, no residues of novaluron from animal feed should occur in meat and poultry from the United States, and the United States would prohibit entry of meat or poultry products containing residues of novaluron.

The United States notes that while Japan has set maximum residue limits (MRLs) for novaluron on certain crops that may be fed to animals, Japan has not set MRLs for residues in meat or meat products.

The United States thanks Japan for the opportunity to comment on G/SPS/N/JPN/111.

食品、添加物等の規格基準の一部改正に伴う WTO/SPS 通報
(G/SPS/N/JPN/111) に対する米国からのコメントに対する回答

ノバルロンMRL案に対する米国のコメントを歓迎する。米国でのノバルロンの食肉及び食肉製品中の残留に関する規制について承知するとともに、我が国は、今回の改正では、食肉及び食肉製品におけるノバルロンの残留基準を設けないことを確認する。

The Japanese Government welcomes the comments from the United States Government on the proposed maximum residue limits (MRLs) for novaluron in the WTO Notification G/SPS/N/JPN/111. Japan recognizes the requirements on residues of novaluron in meat and meat products in the United States, and confirms that no MRL for novaluron in meat and meat products will be established by the notified amendment.